



報道発表資料の配付日時 10月6日(火) 19時10分

発表項目 (行事名)	北海道公立大学法人札幌医科大学理事長予定者の決定について
概要	<p>本日、18時から開催された北海道公立大学法人札幌医科大学理事選考会議において、次期の理事長予定者として次の者が決定されたのでお知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○理事長予定者 本学 名誉教授 塚本 泰司</li> <li>○次期理事長の任期 平成28年4月1日～平成32年3月31日までの4年間</li> <li>○理事長予定者の経歴等 別紙1をご参照ください。</li> <li>○今後の予定 役員会(10月19日)への報告後、北海道知事(理事長の任命権者)への申し出を行う。</li> <li>○その他参考事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行うこととなっております。</li> <li>・理事長は、本学の学長となります。</li> <li>・知事への申出は、理事長選考会議(学長となる理事長を選考するため設置される機関)の選考に基づき行うこととなっております。</li> </ul> </li> </ul>
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事長任命に関する根拠規程 別紙2のとおり</li> </ul>
報道(取材)に当たってのお願い	
担当 (連絡先)	<p>発信元：</p> <p>札幌医科大学事務局 総務課長 鶴田 秀人</p> <p>TEL 011-611-2111 (内線2110)</p> <p>FAX 011-614-3732</p>



## 理事長予定者 経歴

つかもと たいじ  
氏名：塚本 泰司

生年月日：昭和24年2月11日（66歳）

出身地：北海道旭川市

### （履 歴）

昭和48年 3月31日 札幌医科大学医学部卒業  
昭和48年 4月 1日 札幌医科大学医学部泌尿器科学講座 研究生  
昭和52年12月 1日 札幌医科大学医学部泌尿器科学講座 助手  
昭和58年 6月 1日 札幌医科大学医学部泌尿器科学講座 講師  
昭和58年 7月 1日 米国 メーヨークリニック泌尿器科 研究員（～昭和60年 2月28日）  
昭和61年 9月 1日 札幌医科大学医学部泌尿器科学講座 助教授  
平成 7年 7月 1日 札幌医科大学医学部泌尿器科学講座 教授  
平成 8年 4月 1日 札幌医科大学医学部附属病院 医療材料部 部長（～平成10年 3月31日）  
平成10年 4月 1日 札幌医科大学医学部附属病院 副院長（～平成12年 3月31日）  
平成12年 4月 1日 札幌医科大学医学部附属病院 手術部 部長（～平成14年 3月31日）  
平成14年 4月 1日 札幌医科大学医学部附属病院 医療材料部 部長（～平成18年 3月31日）  
平成18年 4月 1日 札幌医科大学附属病院 副院長（～平成20年 3月31日）  
平成20年 4月 1日 札幌医科大学附属病院 病院長／札幌医科大学理事  
／札幌医科大学教育研究評議会委員（～平成24年 3月31日）  
平成24年 4月 1日 札幌医科大学国際交流部長／札幌医科大学教育研究評議会委員  
平成25年 3月31日 札幌医科大学 退職  
平成25年 4月 1日 慶應大学大学院経営管理研究科（経営管理専攻） 入学  
平成27年 3月31日 慶應大学大学院経営管理研究科（経営管理専攻） 卒業

### （資格・免許）

昭和48年 5月29日 医師免許証取得（第217898号）  
昭和58年 3月28日 医学博士の学位取得（札幌医科大学、第844号）  
昭和61年 4月 1日 日本泌尿器科学会 専門医（86008113号）・指導医  
（86005325号）  
平成10年 9月 1日 日本化学療法学会抗菌薬臨床試験指導医（08080号）  
（～平成25年 8月31日）  
平成12年 1月 1日 ICD 制度認定協議会 Infection Control Doctor（ID 0735）  
（～平成31年 12月31日）  
平成17年 4月 1日 日本臨床腫瘍学会暫定認定医（04372号）（～平成22年 3月31日）  
平成19年 8月 1日 日本がん治療認定機構 暫定教育医（074830号）  
（～平成29年 7月31日）  
平成27年 3月23日 経営学修士の学位取得（慶應義塾大学、第2970号）

### （賞 罰）

平成8年 北海道医師会賞・北海道知事賞

## 別紙 2

### 地方独立行政法人法（関係分抜粋）

#### 第 71 条 （第 1 項省略）

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。

（以下省略）

### 北海道公立大学法人札幌医科大学定款（関係分抜粋）

（理事長の任命等）

第 10 条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。

3 第 1 項の申出は学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下、「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

（役員の任期）

第 12 条 学長となる理事長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

### 北海道公立大学法人札幌医科大学理事長の選考等に関する規程（関係分抜粋）

（理事長の任期）

第 10 条 理事長の任期は 4 年とする。

2 理事長は再任されることができる。ただし、引き続いて再任される場合は 1 回に限るものとし、その任期は 2 年とする。